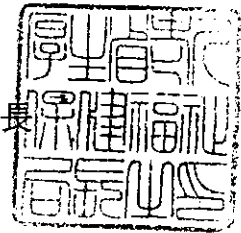


老 発 第 7 8 0 号
平成12年11月22日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核 市市長

厚生省老人保健福祉局長



「老人ホームへの入所措置等の指針について」の一部改正について

老人ホームへの入所措置等については、「老人ホームへの入所措置等の指針について」（昭和62年1月31日社老第8号社会局長通知）をもって通知し、実施されてきたところであるが、平成12年4月1日から介護保険法が施行され、また、老人福祉法の一部が改正されたことに伴い、別紙のとおり改正し、平成12年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、これを参考とし、適正な入所措置等が行われるよう、管内市町村に対し周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。併せて関係方面への周知について御配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

別紙

「老人ホームへの入所措置等の指針」の一部改正

- 1 第1中「特別養護老人ホーム等」を「老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条の規定による養護老人ホーム等」に改め、「努めなければならない。」の次に次を加える。

なお、同条第1項第2号の規定による特別養護老人ホームへの入所の措置については、やむを得ない事由により介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときに限られるものであるが、「やむを得ない事由」としては、

- (1) 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合、
- (2) 痴呆その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合

等が想定されるものである。

- 2 第2中「老人福祉法（以下「法」という。）」を「法」に、「ものとする」を「ことができる」に改める。
- 3 第3の1中「福祉事務所を有しない町村の長又は福祉事務所長」を「市町村長（委任を受けた福祉事務所長を含む。以下同じ。）」に、「町村又は福祉事務所内」を「市町村（福祉事務所長が委任を受けている場合にあつては、当該福祉事務所）内」に、「福祉事務所を有しない町村の長」を「なお、市町村長」に、「高齢者サービス調整チーム」を「地域ケア会議」に、「同チーム」を「同会議」に、「当該町村」を「当該市町村」に改める。
- 4 第3の2中「高齢者サービス調整チーム」を「地域ケア会議」に、「福祉事務所長又は町村長」を「市町村長」に改める。

5 第4中「伝染性疾患」を「感染症」に、「伝染」を「感染」に改める。

6 第6の3に(3)及び(4)として次を加える。

(3) 養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合

(4) 特別養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合

7 第7の次に第8として次を加える。

第8 居宅における介護等に係る措置

法第10条の4第1項各号の規定による措置については、特別養護老人ホームへの入所措置と同様、65歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの等が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護又は痴呆対応型共同生活介護（以下「訪問介護等」という。）を利用することが著しく困難と認めるときに、必要に応じて市町村が措置を採ることができることとされているものであり、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく訪問介護等の利用が可能になった場合には措置は廃止するものとする。

なお、「やむを得ない事由」としては、第1と同様、

(1) 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合、

(2) 痴呆その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合

等が想定されるものである。

別添	改 正 前	改 正 (案)
別添	老人ホームへの入所措置等の指針	老人ホームへの入所措置等の指針
第1	<p>入所措置の目的</p> <p>特別養護老人ホーム等への入所等の措置は、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものに対して、心身の状況、その置かれている環境、居室における介護等の措置の可能性等を総合的に勘案して、最も適切なものとして行われるよう努めなければならない。</p>	<p>入所措置の目的</p> <p>老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条の規定による養護老人ホーム等への入所等の措置は、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものに対して、心身の状況、その置かれている環境、居室における介護等の措置の可能性等を総合的に勘案して、最も適切なものとして行われるよう努めなければならない。</p> <p>なお、同条第1項第2号の規定による特別養護老人ホームへの入所の措置については、やむを得ない事由により介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときに限られるものであるが、「やむを得ない事由」としては、</p> <p>(1) 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合、</p> <p>(2) 痴呆その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合等が想定されるものである。</p>
第2	<p>福祉事務所長への委任</p> <p>老人福祉法（以下「法」という。）第11条の規定については、市及び福祉事務所を有する町村については、市及び福祉事務所を有する措置については、市及び福祉事務所を有する町村に委任することとする。</p>	<p>福祉事務所長への委任</p> <p>法第11条の規定による措置については、市及び福祉事務所を有する町村にあっては福祉事務所長に委任することができる。</p>
第3	<p>入所判定委員会の設置等</p> <p>福祉事務所を有しない町村の長又は福祉事務所内には、老人ホームへの入所措置の可否を判定するため、町村又は福祉事務所内に老人福祉指導主事、保健所長、医師（精神科医を含む。）及び老人福祉施設長のそれぞれを構成する「入所判定委員会」を置くこととする。</p> <p>福祉事務所を有しない町村の長は、高齢者サービス調整チームに入所判定委員会の機能を付与することができるものとする。この場合においては、当該町村の老人福祉担当者、医師（精神科医）及び老人福祉施設関係者の参加を要するものとする。</p> <p>ただし、特別養護老人ホームに係る入所判定については、介護保険法第14条に基づく介護認定審査会における同法第27条に基づく要介護認定の結果を基本とするものとし、入所判定委員会を開催しないこととして差し支えない。</p>	<p>入所判定委員会の設置等</p> <p>1 市町村長（委任を受けた福祉事務所長を含む。以下同じ。）は、老人ホームへの入所措置の可否を判定するため、市町村（福祉事務所長が委任を受けている場合）においては、当該福祉事務所内に老人福祉指導主事、市町村老人福祉担当者、保健所長、医師（精神科医を含む。）及び老人福祉施設長のそれぞれを構成する「入所判定委員会」を設置し、入所措置の開始、変更等に当たっては、入所判定委員会の意見を聞くものとする。</p> <p>なお、市町村長は、地域ケア会議に入所判定委員会の機能を付与することができるものとする。この場合においては、当該市町村の老人福祉担当者、医師（精神科医）の判断が必要な場合には精神科医）及び老人福祉施設関係者の参加を要するものとする。</p> <p>ただし、特別養護老人ホームに係る入所判定については、介護保険法第14条に基づく介護認定審査会における同法第27条に基づく要介護認定の結果を基本とするものとし、入所判定委員会を開催しないこととして差し支えない。</p>
2	<p>入所判定委員会（入所判定委員会の機能を付与された高齢者サービス調整チームを含む。）は、措置の可否の判定に当たっては、本通知中「第四 老人ホームへの入所措置の基準」に基づき健康状態、日常生活動作の状況、精神の状況、家族、住居の状況等について別紙「老人ホーム入所判定審査票」により総合的に判定を行い、その結果を福祉事務所長又は町村長に報告するものとする。また、老人の生活の基本が在宅であるため、在宅福祉サービスの利用状況も勘案するものとする。</p> <p>ただし、特別養護老人ホームの入所措置の可否に当たっては、日常生活動作の状況及び精神の状況についての判定を要介護認定の結果によることとし、別紙「老人ホーム入所判定審査票」中「1. 身体及び日常生活動作の状況」及び「3. 精神の状況」については判定を要しない。</p>	<p>2 入所判定委員会（入所判定委員会の機能を付与された地域ケア会議を含む。）は、措置の可否の判定に当たっては、本通知中「第四 老人ホームへの入所措置の基準」に基づき健康状態、日常生活動作の状況、精神の状況、家族、住居の状況等について別紙「老人ホーム入所判定審査票」により総合的に判定を行い、その結果を市町村長に報告するものとする。また、老人の生活の基本が在宅であるため、在宅福祉サービスの利用状況も勘案するものとする。</p> <p>ただし、特別養護老人ホームの入所措置の可否に当たっては、日常生活動作の状況及び精神の状況についての判定を要介護認定の結果によることとし、別紙「老人ホーム入所判定審査票」中「1. 身体及び日常生活動作の状況」及び「3. 精神の状況」については判定を要しない。</p>

第4 老人ホームへの入所措置の基準

1 介護老人ホーム

法第111条第1項第1号の規定により、老人を介護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 身体上、精神上又は、環境上の事情については、次のアに該当し、かつ、イ～オのいずれかの事項に該当すること。

事	項	基	準
ア	健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 伝染性疾患を有し、他の被措置者に伝染させる恐れがないこと。	
イ	日常生活動作の状況	入所判定審査票による日常生活動作事項のうち一部介助が一項目以上あり、かつ、その老人の世話を行う養護者等がないか、又はあっても適切に行うことができないと認められること。	
ウ	精神の状況	入所判定審査票による痴呆等精神障害の問題行動が軽度であつて日常生活に支障があり、かつ、その老人の世話を行う養護者等がないか、又はあつても適切に行うことができないと認められること。	
エ	家族の状況	家族又は家族以外の同居者との同居の継続が老人の心身を著しく害すると認められること。	
オ	住居の状況	住居がないか、又は、住居があつてもそれが狭あいである等環境が劣悪な状態にあるため、老人の心身を著しく害すると認められること。	

(2) 経済的事情については、老人福祉法施行令第2条に規定する事項に該当すること。

2 特別介護老人ホーム

法第111条第1項第2号の規定により、老人を特別介護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が、要介護認定において要介護状態に該当し、かつ、健康状態が次の基準を満たす場合に行うものとする。

(1) 入院加療を要する病態でないこと。
(2) 伝染性疾患を有し、他の被措置者に伝染させる恐れがないこと。

第5 介護委託の措置の基準

次のいずれかの場合に該当するときは、委託の措置は行わないものとする。

1 当該老人の身体又は精神の状況、性格、信仰等が受託者の生活を乱すおそれがある場合
2 介護受託者が老人の扶養義務者である場合

第4 老人ホームへの入所措置の基準

1 介護老人ホーム

法第111条第1項第1号の規定により、老人を介護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 身体上、精神上又は、環境上の事情については、次のアに該当し、かつ、イ～オのいずれかの事項に該当すること。

事	項	基	準
ア	健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 感染症を有し、他の被措置者に感染させる恐れがないこと。	
イ	日常生活動作の状況	入所判定審査票による日常生活動作事項のうち一部介助が一項目以上あり、かつ、その老人の世話を行う養護者等がないか、又はあつても適切に行うことができないと認められること。	
ウ	精神の状況	入所判定審査票による痴呆等精神障害の問題行動が軽度であつて日常生活に支障があり、かつ、その老人の世話を行う養護者等がないか、又はあつても適切に行うことができないと認められること。	
エ	家族の状況	家族又は家族以外の同居者との同居の継続が老人の心身を著しく害すると認められること。	
オ	住居の状況	住居がないか、又は、住居があつてもそれが狭あいである等環境が劣悪な状態にあるため、老人の心身を著しく害すると認められること。	

(2) 経済的事情については、老人福祉法施行令第2条に規定する事項に該当すること。

2 特別介護老人ホーム

法第111条第1項第2号の規定により、老人を特別介護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が、要介護認定において要介護状態に該当し、かつ、健康状態が次の基準を満たす場合に行うものとする。

(1) 入院加療を要する病態でないこと。
(2) 感染症を有し、他の被措置者に感染させる恐れがないこと。

第5 介護委託の措置の基準

次のいずれかの場合に該当するときは、委託の措置は行わないものとする。

1 当該老人の身体又は精神の状況、性格、信仰等が受託者の生活を乱すおそれがある場合
2 介護受託者が老人の扶養義務者である場合

第6 措置の開始、変更及び廃止

1 措置の開始

老人ホームへの入所又は養護委託の措置の基準に適合する老人については、措置を開始するものとする。

なお、措置を開始した後、随時、当該老人及びその出身世帯を訪問し、必要な調査及び指導を行うものとする。

2 措置の変更

養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所及び養護受託者への委託の措置のうち、いずれかの措置をとられている老人が他の措置をとることが適当であると認められるに至った場合は、その時点において、措置を変更するものとする。

3 措置の廃止

老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置は、当該措置を受けている老人が次のいずれかに該当する場合、その時点において、措置を廃止するものとする。

- (1) 措置の基準に適合しなくなった場合
- (2) 入院その他の事由により老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3箇月以上にわたることが明らかに予想される場合、又はおおむね3箇月を超えるに至った場合

4 措置後の入所継続の要否

老人ホーム入所者については、年1回入所継続の要否について見直すものとする。

第7 65歳未満の者に対する措置

1 法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置

法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置において、65歳未満の者であつて特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第1号又は第3号のいずれかの措置の基準に適合する者であつて、60歳以上の者について行うものとする。

ただし、60歳未満の者であつて次のいずれかに該当するときは、老人ホームの入所措置を行うものとする。

- (1) 老衰が著しく、かつ、生活保護法に定める救護施設への入所要件を満たしているが、救護施設に余力がないため、これに入所することができないとき。
- (2) 初老期痴呆に該当するとき。
- (3) その配偶者（60歳以上の者に限る。）が老人ホームの入所の措置を受ける場合であつて、かつ、その者自身が老人ホームへの入所基準に適合するとき。

2 法第11条第1項第2項に規定する措置

法第11条第1項第2項に規定する措置において、65歳未満の者であつて特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第2号の措置の基準に適合する者であつて、介護保険法第7条第3項第2号に該当するものについて行うものとする。

第6

1 措置の開始、変更及び廃止

措置の開始

老人ホームへの入所又は養護委託の措置の基準に適合する老人については、措置を開始するものとする。

なお、措置を開始した後、随時、当該老人及びその出身世帯を訪問し、必要な調査及び指導を行うものとする。

2 措置の変更

養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所及び養護受託者への委託の措置のうち、いずれかの措置をとられている老人が他の措置をとることが適当であると認められるに至った場合は、その時点において、措置を変更するものとする。

3 措置の廃止

老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置は、当該措置を受けている老人が次のいずれかに該当する場合、その時点において、措置を廃止するものとする。

- (1) 措置の基準に適合しなくなった場合
- (2) 入院その他の事由により老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3箇月以上にわたることが明らかに予想される場合、又はおおむね3箇月を超えるに至った場合
- (3) 養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、介護保険法に基づき施設サービスの利用が可能になつた場合

(4) 特別養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づき施設サービスの利用が可能になつた場合

4 措置後の入所継続の要否

老人ホーム入所者については、年1回入所継続の要否について見直すものとする。

第7

1 65歳未満の者に対する措置

法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置

法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置において、65歳未満の者であつて特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第1号又は第3号のいずれかの措置の基準に適合する者であつて、60歳以上の者について行うものとする。

ただし、60歳未満の者であつて次のいずれかに該当するときは、老人ホームの入所措置を行うものとする。

- (1) 老衰が著しく、かつ、生活保護法に定める救護施設への入所要件を満たしているが、救護施設に余力がないため、これに入所することができないとき。
- (2) 初老期痴呆に該当するとき。
- (3) その配偶者（60歳以上の者に限る。）が老人ホームの入所の措置を受ける場合であつて、かつ、その者自身が老人ホームへの入所基準に適合するとき。

2 法第11条第1項第2項に規定する措置

法第11条第1項第2項に規定する措置において、65歳未満の者であつて特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第2号の措置の基準に適合する者であつて、介護保険法第7条第3項第2号に該当するものについて行うものとする。

第8 居宅における介護等に係る措置

法第10条の4第1項各号の規定による措置については、特別養護老人ホームへの入所措置と同様、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護又は痴呆対応型共同生活介護（以下「訪問介護等」という。）を利用することが著しく困難と認めるときに、必要に応じて市町村が措置を採ることができるとされているものであり、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づき訪問介護等の利用が可能になつた場合には措置は廃止するものとする。

なお、「やむを得ない事由」としては、第1と同様、

(1) 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合、

(2) 痴呆その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合等が想定されるものである。